

浜松市緑の基本計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聞きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市緑の基本計画（案）」とは

「浜松市緑の基本計画」は、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針となるものです。緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、「浜松市緑の基本計画」を改定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和2年8月3日（月）～令和2年9月1日（火）

3. 案の公表先

緑政課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	緑政課（南土木整備事務所1階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0923 浜松市中区北寺島町617番地の6 緑政課あて
③電子メール	ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2164（緑政課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部緑政課（TEL 053-457-2586）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市緑の基本計画（案）【概要版】

●意見提出様式（参考）

＜閲覧用＞

●浜松市緑の基本計画（案）

はじめに	P	1～P	2
基本計画編	P	3	
1 基本的事項	P	4～P	15
2 浜松のまちづくりの課題と基本目標	P	16～P	23
3 基本目標の実現に向けた施策	P	24～P	49
4 施策の展開にあたって	P	50～P	73
5 計画の着実な推進に向けて	P	74～P	76
みどり生活編	P	77	
1 「みどり生活を愉しむ」とは	P	78	
2 みどり生活の愉しみ方	P	79～P	84
3 みんなのやりたい！をカタチにする	P	85～P	94
資料編	P	95	
1 エリア別計画図	P	96～P	108
2 策定経過	P	109～P	112
3 用語解説	P	113～P	118

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市緑の基本計画（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 浜松市緑の基本計画は、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針となるものである。緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、浜松市緑の基本計画を改定する。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月に現行の浜松市緑の基本計画が策定された。 平成 29 年 6 月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行された。 現行計画の策定から 10 年が経過することに伴い、新たに生じた課題や社会経済情勢の変化に対応するため。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> みどりを介した様々な市民活動やみどりとともにある暮らし方（みどり生活）を愉しむことで真に豊かな暮らしを実現すること、多様な自然環境や特性を活かしながら、みどりが持つ多様な機能によって本市が抱える課題の解決に貢献する現行計画の基本的な理念を継承し、実行へのステップアップを目指す。
案のポイント（見直し事項など）	<p>○本計画が目指す姿と実現へのアプローチ 「みどりによって持続的に発展するまち・浜松～みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ～」を掲げ、次のアプローチで実現を目指す。</p> <p>①みどりが有する多様な機能・役割を最大限引き出し、発揮させることによって「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」（パブリックアプローチ） ②市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのつきあい方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで「みどり生活を愉しむ」（プライベートアプローチ）</p>
関係法令・上位計画など	関係法令：都市緑地法 上位計画：浜松市総合計画 上位計画：浜松都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 上位計画：浜松市都市計画マスターplan
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	令和 2 年 8 月 3 日 案の公表、意見募集開始 令和 2 年 9 月 1 日 意見募集終了 令和 3 年 1 月 意見募集結果及び市の考え方を公表

浜松市緑の基本計画（案）【概要版】

計画の位置づけ 「浜松市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に位置づけられます。

「浜松市総合計画」の個別計画であり、「浜松市都市計画マスターplan」を上位計画として、整合を図っています。

対象地域は全市域。計画期間は、25年後を見据えながら、令和3年度から令和12年度の10年間とします。

樹木や草花、樹林地などに加え、農地、湖・河川などの水環境を含んだ多様な自然的環境を、幅広い概念として「みどり」と表現します。

「浜松市緑の基本計画」は、

みどりによって持続的に発展するまち・浜松 ~みどり生活を愉しみ、暮らしまちも豊かな浜松へ~

の実現を目指します。

みどりが有する多様な機能・役割を最大限引き出し、発揮させることによって

「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」(パブリックアプローチ)

基本計画編～みどりでまちを豊かに～（本編：P3～）

⇒主に行政職員が手元に置き、本計画のポイントの1つである「みどりによってまちづくりの課題の解決に貢献する」について、まちづくりの課題解決に向けてみどりどう向き合っていくのかを示しています。

【将来イメージ】



市民一人ひとり、あるいは、個々の事業者が、みどりとのつきあい方をライフスタイルや事業活動にまで高めることで

「みどり生活を愉しむ」(プライベートアプローチ)

みどり生活編 ~みどりで暮らしを豊かに~ (本編: P77~)

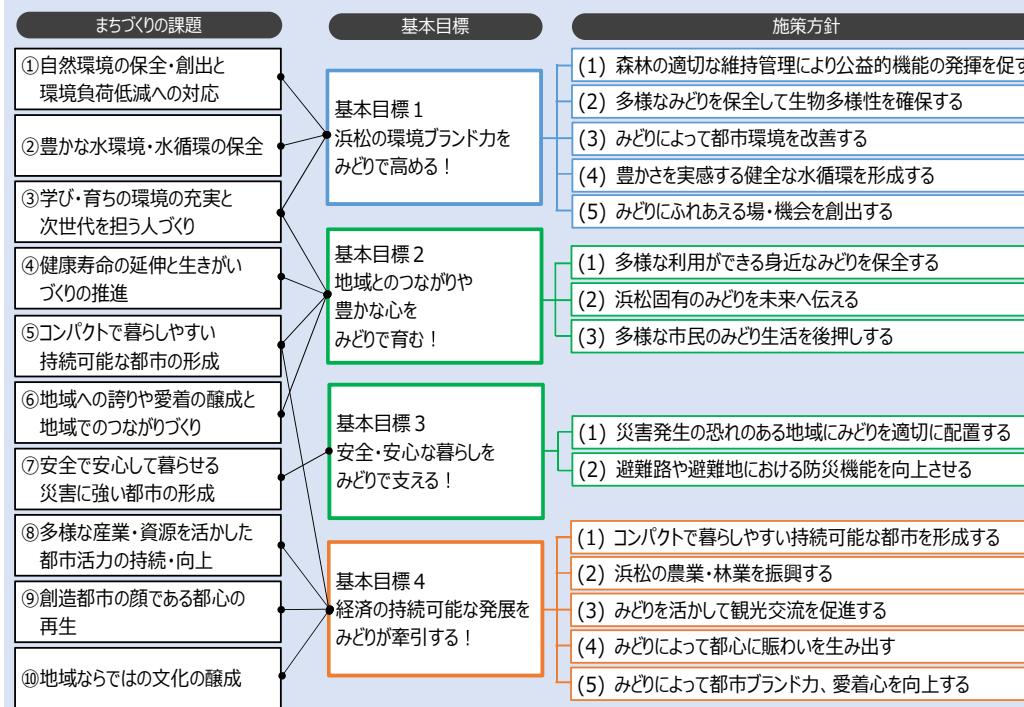
→主に市民の皆さんに見ていただき、本計画のもう1つのポイントである「みどり生活を愉しむ」とはどういうことか、どのような愉しみ方があるのかを紹介します。

【「みどり生活を愉しむ」とは】

「みどり生活」とは、みどりを介した様々な市民活動や、みどりとともにある暮らしのことであり、こうした活動や暮らしに積極的に取り組み、その過程と結果から喜びや満足感などを得ることを「みどり生活を愉しむ」と捉えています。



【まちづくりの課題と基本目標・施策方針の関係】



【施策の展開にあたって】

緑地保全

天竜の森林や遠州灘、市街地近郊の里山等の保全対象となるみどりの種類ごと、また、特別緑地保全地区や緑地保全地域、風致地区等の保全の方法ごとに施策展開の考え方を示しています。

地域制緑地への指定による保全面積

1,374.06ha ⇒ 1,898.14ha

緑化推進

住宅地や工場・事業所周辺、公共施設や道路等における施策展開の考え方を示しています。また、花による緑化の考え方、緑化の拠点のあり方を示しています。

居住誘導区域における緑被率

18.8% ⇒ 現状値を維持

都市公園等整備及び管理

都市公園等整備については、拠点となる公園緑地や身近な公園などにおける施策展開の考え方と今後の整備予定を示しています。都市公園等管理については、公園施設や樹木の維持管理の考え方、官民連携による公園の活性化の考え方を示しています。

市民一人当たり都市公園面積

8.21m²/人 ⇒ 8.95m²/人

官民連携による公園の活性化

多様な主体が関わることができる仕組みの導入

活用促進

市民一人ひとりの目標に立ち、みどりを活用するにあたって困ること、課題となることを想定し、関心を生む、相談を受けるなど、各ステップでの施策展開の考え方を示しています。

「次世代に残したいと思うみどりがある」と感じる人の割合

48.9% ⇒ 70.0%

「公園をよく利用する」人の割合

30.0% ⇒ 50.0%

公園利用目的の多様化

祭りやイベント／コミュニケーション／花壇づくり等

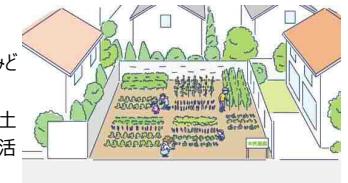
【みんなのやりたい！をカタチにする】

市民一人ひとりが自分なりのみどり生活を描き、それを愉しむこと、そこで一緒に愉しむ仲間ができたり、愉しみ方を共有したり、広めたりすることは、持続可能なまちづくりにつながります。そこで、市は市民の皆さんのがんみどり生活を愉したい、やりたい！という想いを大切にして、それを全力で後押ししていきます。

本計画の策定過程において、みどり生活の実践者の方々と色々なプロジェクトのアイデアを考えてきました。プロジェクトのアイデアを「この指とまれプロジェクト」として示しています。関心がある方は、ぜひ一緒に取り組みましょう！

耕作放棄地活用プロジェクト

- 耕作放棄地を市民農園として活用することで、地域住民の農業体験の場、身近にみどり触れ合う場、コミュニケーションの場づくりを目指します。
- （仮称）浜松市版カシニワ制度の創設・運動により、耕作放棄地を使ってもらいたい土地所有者と、市民農園として利用したい市民・事業者とのマッチングを行うなど、有効活用を図ります。



みどりのオーナーシッププロジェクト

- 田んぼオーナー制度や森林オーナー制度を創設し、田んぼや森林の維持管理を通じて、自然との触れ合いの場の提供や、郷土愛の育成につなげていきます。
- 田んぼや森林の維持管理に必要な知識・技能に関する講習会等を開催します。



みどりでまちなかデザインプロジェクト

- JR 浜松駅北口広場、アクト通り、鍛冶町通りにおいて、みどりによるまちなかデザインコンペを開催し、コンペで選ばれた提案を基に、少しづつまちのイメージチェンジを図ります。
- コンペの開催を通じて、若手ランドスケープデザイナー、植栽デザイナーの発掘を行ったり、花・緑の人材育成につなげます。



【みんなのやりたい！をカタチにするために】

ステップ① ~概ね1年以内~ みどり生活の愉しみ方をPRする

●みどり生活の愉しみ方を募集し、市HPや「広報はまつ」、FacebookやTwitter等のソーシャルメディアを活用して積極的に発信（情報）します。

ステップ② ~概ね3年以内~ みどり生活を応援する総合窓口を設置する

●市民の皆さんが「みどり生活を愉したい、やりたい！」「この指とまれプロジェクトに参加してみたい！」と考えて、最初の一歩を踏み出すための総合窓口を設置します。

ステップ③ ~概ね3年以内~ アドバイザー・コーディネーターを配置する

●外部にもみどり生活を後押しする組織として、みどり生活のアドバイザー・コーディネーターを配置し、人財（ヒト）の掘り起しや育成にも取り組み、継続的に市民の多様なニーズに応えられる組織体制とします。

ステップ④ ~概ね5年以内~ みどり生活を後押しする支援内容を整備する

●みどり生活を行う上で必要な道具（モノ）をみんなで共有して使えるような仕組みを構築します。また、「（仮称）浜松版カシニワ制度」等により、活動の場を提供します。

ステップ⑤ ~概ね5年以内~ 好事例を発信して、市民の意識を変える

●「やりたい！」が「できた！」に変わる成功体験を積み重ねるため、様々な取組事例を積極的に発信とともに、フォーラムやシンポジウムを開催し、大きなムーブメントとしています。

ステップ⑥ ~概ね10年以内~ 民がみどりを管理・活用できる仕組みをつくる

●指定管理者制度を活用し、指定管理者の選定基準にまちづくりや地域貢献に関する視点を加え、民間団体や企業等が公園をはじめとするみどりを管理し、市民と一緒に活用する体制を目指します。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市緑の基本計画（案）
意見募集期間	令和2年8月3日（月）～令和2年9月1日（火）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 緑政課あて

住所 : 〒430-0923 浜松市中区北寺島町617番地の6
FAX : 053-457-2164
E-mail : ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からぬ場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

